

## ◇ 解散手続きはいつが有利？

**Q** : 会社法の施行を機に、会社を解散しようかと思っています。会社法施行前と後ではどちらが有利ですか？

**A** : 施行後の方が有利になることが多いようです。

### 【解説】

現行法での解散手続きは、株主総会の決議後、解散及び清算人の登記をし、残余財産の分配、清算終了の登記という流れになっていますが、会社法施行後においては、その手順が簡略化されることとなっています。

簡略される主な点は、①裁判所に対する手続きと②債権者に対する公告の2点で、内容は次のようになっています。

#### ① 裁判所に対する手続き

現行では、清算人を選任した日から2週間以内に、解散の日と解散理由、清算人の氏名と住所を届けるとともに財産目録と貸借対照表も提出しなければならないとされていますが、会社法施行後は、この手続きが不要となります。

#### ② 債権者に対する公告

現行では、清算人を選任した後2ヶ月以内に官報に3回公告しなければならないとされていますが、会社法施行後は、官報への公告が1回で済むこととなります。それによって、公告にかかる費用も5万円ほど節約できることとなります。

